

平成20年加美町議会第4回定例会会議録第2号

平成20年12月11日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総 務 課 長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	伊藤東君
政策推進室長	高橋啓君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	佐藤勇悦君
税務課長	竹中直昭君
農林課長	猪股雄一君

農業振興対策室長	府田周一君
森林整備対策室長	浅野恒昭君
商工観光課長	柳川文俊君
建設課長	早坂忠幸君
保健福祉課長	早坂仁君
子育て支援室長	早坂律子君
地域包括支援 センター所長	川熊忠男君
上下水道課長	高橋行雄君
小野田支所長	齋藤吉男君
宮崎支所長	猪股忠一君
総務課長補佐	猪股清信君
教育長	今野文樹君
教育総務課長	三嶋秀二郎君
社会教育課長	諸岡敏裕君
文化振興課長	大類恭一君
体育振興課長	三浦又英君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	鈴木裕君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木啓三君
次長	今野仁一君
主査	伊藤一衛君
主事	佐藤順子君

議事日程 第2号

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

- 第 3 議案第 86 号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 第 4 議案第 87 号 加美町税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 88 号 加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 89 号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 90 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町農林産物直売施
設）
- 第 8 議案第 91 号 町道路線の認定及び廃止について
- 第 9 議案第 92 号 平成 20 年度加美町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 10 議案第 93 号 平成 20 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2
号）
- 第 11 議案第 94 号 平成 20 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 95 号 平成 20 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 13 議案第 96 号 平成 20 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 14 議案第 97 号 平成 20 年度加美町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議員派遣の件について
- 第 16 閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 16 まで

午後1時30分 開議

○議長（米澤秋男君） 皆さん、こんにちは。

本日は、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番一條 光君、5番吉岡博道君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（米澤秋男君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

通告7番、18番星 義之佑君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。18番。

〔18番 星 義之佑君 登壇〕

○18番（星 義之佑君） 皆さん、こんにちは。本日最初の一般質問の星でございます。

私は、加美町のまちおこしに豚汁をとということで1件だけ通告をしておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

まちおこしに豚汁をとということで、今さら何の変哲もないのでございますけれども、二番せんじ、あるいは三番せんじというふうなとらえ方もされるかもしれませんが、これは私が実際にいろいろな場所を食べ歩きした結果の気持ちでありまして、ぜひこういうものを、もっとおいしいものをつくれば、まちおこしのものになるのではないかなというような気持ちでおります。それで、きょうの質問については、提言の意味で申し上げたいということで質問をいたしたいと思っております。

豚汁は、これから寒さがどんどん進むにつれてますますおいしくなる食べ物、飲み物でございますけれども、今回の私の気持ちといたしましては、年じゅうこれを食べるような、そういうことで提言をしたいということでありまして、加美町にはいろいろいっぱい、食料の宝庫というのか、米を初めとしていろいろ野菜などの豊富な、いわゆるそういう宝庫ではないかなと、宝の山ではないのかなというふうに思いまして、そういうものを上手に使うことによって

食べる人、あるいはその作物をつくる人々が潤うとといいますか、そういう点からも非常にいいのではないかなど。今金融恐慌、世界を取り巻くそういう状況の中でありますけれども、こんな小さい加美町、そういうところからいろいろこういう発信、そういう状況の中でそれにのまれるのではなく、みずからそういうものを考え出して、どのようにしたらば商業、あるいは工業、そして農業がそれぞれの分野でうまく潤い、発展するのに役立てることができるのではないかなというふうに思っております。それで、この豚汁につきましては町を挙げての呼び物にしたいというふうにも考えますので、その辺のところでは、町長はどのようにお考えになっているか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 皆様、御苦労さまでございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいま星 義之佑議員から一般質問で、まちおこしに豚汁をとということで、加美町の新しいまちおこしに豚汁を考えているのだが、町長の所見をとということでお尋ねをいただきました。

これまでなべといいますと、今の季節、だんだん寒くなってまいりまして、なべ料理のおいしい時期となりましたけれども、この御提案、季節感がにじみ出ているのかなという思いで今お聞きをいたしたところでございます。

加美町ではこれまでまちおこし、地域づくりのために地場産品の発掘や開発、イベントの開催、観光資源の創出等々に取り組んできていることは御案内のとおりでございます。今御質問いただきました関連でございますが、旧中新田町時代から各商店会が中心となって花楽小路商店街において「産業振興まつり」、「ふれあい冬まつり」と称して季節の野菜をふんだんに使ったなべ料理を提供し、最近では「うめがすと鍋まつり」ということで名称は変わったのでありますけれども、年々好評を博してきているということは御案内のとおりでございます。

地元商店会の皆さん初め、合併後におきましても、やぐらいの土産センターを運営しているさんちゃん会、あるいは宮崎のかもかも倶楽部なども新たに加わって趣向を凝らした内容でこれを盛り上げておりますし、さらには伝統的な酒蔵の見学会なども同時に開催するなど、本町の食文化のPRにも一役買っていただいている状況で、冬季のイベントとしてすっかり定着をし、年々町外からのお客さんがふえている好ましい現象が起きているなというふうに思っております。

その一方で、各商店の販売額、本業、本業といったらあれなんですけれども、店舗の売り上げは減少傾向をたどっているということでございまして、今、星議員から御提案をいただいた

新しいまちおこしの提案ということで考えれば、こういったこれまでの経緯、イベント、これをさらに拡大をしていくという方向性をつくっていく必要があるのかなと今思ったところでもございます。これ今の御質問でございますと、冬場に限らず年じゅう食べられるようなそういうシステムづくり、お客さんを呼べるものにとということでの御提案があったわけでありましてけれども、具体的に御案内のと通りの加美町の食材は、ほかの町にもまさるとも劣らない、むしろ全国発信のできる、そういう素地があるんだというふうに私自身思っておりますものですから、ただ、それをどのような形で売り込むかということの問題だろうというふうに思いますので、これは一つ行政だけが突出して、はいはい、じゃあこれをやりましょう、これもやりましょうという形よりも、もっと商店街を初めとするその商品の開発をされる皆さん方、そしてまたそれにかかわる生産物を、食材を提供する農家の皆さん方、こういったメンバー、あるいは一つのコーディネートしていく上でのPRをしていただく組織、こういったものをしっかりかみ合う形での方向づけをしていく必要があるというふうに思っております。そういうことでございますから、ぜひ星議員の今まで全国食べ歩きをしたその成果というものを、もう少し具体的な形で御提案をいただいて検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 18番。

○18番（星 義之佑君） 少し言葉、舌足らずのところがありましたけれども、ほとんどのところが今町長の方の答弁の中に含まれておりますけれども、中新田には非常にイベント、いろいろ行事、そういうものが比較的よそに比べればあるのではないかなというふうに考えております。それで、どのようにしてつくっていわゆる売り込みですね、そういうことについては、やはりこの委員会、開発プロジェクトというか、何かそういったものからまずつくって、その委員会を立ち上げてその形をつくって、そしてこれならいいだろうと、その中のスタッフの内容などでございますけれども、やはり町長が今言われたように、生産者を初め消費者、そういう方が、そして絶対欠かせないというのが、これからお話ししようとしている、早く言えば販売してくれる方、飲食店の皆さんとか、あるいは食べ物、そういうものを提供してくれる方々をも交えたり、あるいは商品としてなった時点で皆さんにそういう販売の方にも参加をしていただくというようなことであって、つくるときにも材料はほとんど加美町でそろえることが可能だというふうに私は思っておりますので、ひとつその辺のところこだわりのものをまずつくって、よそのものは絶対使っていない、使っていないというよりも絶対安全安心な食材を使って製造してお客さんにお上げしているんだというようなことであります。

そして、販売の方の中では、やはり行政の方からも全面的な後押し、いわゆる町にはたくさんのお客さんがいらっしゃるわけですね。そういうお客さんに、来たときもどうか、こういう新しいまちづくりの商品として開発いたしました豚汁をぜひ召し上がって、お土産にしていってくださいというような形をぜひとってもらうようなことが非常に大切ではないかなと。やはり一個人が推奨するだけではなく、やはり町の後押しというものが私は何倍以上もの力があるのでないかなというふうに考えております。これから大衡に、大衡とか吉岡にセントラル自動車初めその関係のお客さん、お客さんというか、そういう方々の出入りも頻繁になるだろうというふうに考えておりますので、そんなところも考慮いたしましておるわけです。

それで、それをつくるときの手だてといたしましては、やはり先ほど言いましたようなメンバーで大体今、実際にこれ町主導か、それともどんな形がいいのか、私もよくその辺のところは余り理解していないところがございますので、はっきり申し上げられませんが、やはり行政の方の強力なバックアップ、それが一番私は必要ではないかなと。私もかつては商工会の方でそういう開発事業をやった経験がありますけれども、大体3年ぐらいのスパンでそのときにはございましたけれども、必ず3年かかるわけでもないんだし、その辺のところを検討してみただけであれば、おのずと出てくるお話ではないのかなと。何よりもやっぱり町のような機関でもってやるということになれば、当然それはお金もかかることであるし、業者、結局我々町民の中ではなかなか取り組みが難しいので、ぜひその辺のバックアップをお願いしたいというふうに思いますので、その辺のところ、もう一度ひとつお願いいたします。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） おっしゃる趣旨につきましては十分受けとめさせていただきたいというふうに思います。

既に御案内のとおり、行事といいますか、イベントは中新田の場合は初午まつり、あるいは小野田ではべごっこまつり、それから宮崎に行きますと食の文化祭の発祥地でもございますし、いろいろな陶芸の里まつりなどなど集客するイベント、お客さんに来てもらうことについてはかなり浸透してきているんだろうというふうに思っております。その中で御趣旨のこの豚汁をというようなことでの商品の開発をしていくという、そういう熱意がここに伝わってくるわけでございますし、そこに至るまでのプロセスにおいて、いろいろなコミュニケーションを深め、強くしてそういう形ができてくるんだろうというふうに思います。その中でいろいろな難しい問題もあるだろうというふうに思いますけれども、行政の立場としてできることがあれば、これは積極的にそういう方向を見つけさせていただきたいというふうにも思います。とり

あえず本気になって今の商品をさらにいいものにといいことで、このものがこういう形のものであれば加美町のイメージがわくというような商品開発をぜひなし遂げていただきたいと。そして、必要であれば町としてもそういったPR、あるいはでき得るバックアップをしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

御指摘がございましたようにセントラル自動車、あるいは東京エレクトロンの進出ということ、ことしの宮城県の大きなニュースでもございました。これがしっかりと立地を確かなものにしていただきたいということが大前提でございますけれども、そこから予想されるまちおこしの方策ということを考えますれば、加美町の立地条件というもの、あるいは生産をする拠点としての役割というものを十分生かせる立地条件にあるということを実感しながら、今後そういう方向をつけてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきまして、しっかりその開発の方もお願いを申し上げたいというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 18番。

○18番（星 義之佑君） 町長には、いい意味でのいろいろ御理解を得たものと思っております。

一つ忘れましてけれども、来年の2月、商工会の鍋まつりが約10回目ぐらいになるのではないかなというふうに、10回、10年目ぐらいになるのではないかなと。これもせつかくのあれですけれども、年1回のあれでは非常にもったいないと。というのは、大分お客さんが繰り出すようになってまいりましたので、そんなところも、よく私らがそこに邪魔をして入っていくのではなく、お互いに意見の交換とかそういうものをして、相手に傷をつけるとかそういうことではなく、早く言えば一つ加美町の仲間であり、町民の立場でいらっしゃいますから、そういうことは一切ないような方法でやっていくことは心がけておるわけでございます。そういうことで、よろしくどうぞ。説明要りません。

○議長（米澤秋男君） 答弁要らないんですか、18番。

では、町長。

○町長（佐藤澄男君） 御指摘をいただきました「うめがすと鍋まつり」でございますが、2008年、ことしが8回目でございます。来年は9回目ということですが、いずれ歴史を重ねてきているということ、そしてまた手元にある資料で見ますと、来客数が平成17年は5,000人ございました。平成18年は9,500人、平成19年度昨年は1万5,000人というようなことで、年々このまつりに対する関心の高さを示す来客数になってきていると。非常に傾向としてはいい傾向だというふうに思っておりますので、ぜひ今の御提案をすっきり形にできるようなものにし

ていきたいものだというふうに思っております。どうぞ、こちらもしっかりそういう思いでやりますから、ぜひすばらしい商品を開発をお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして18番星 義之佑君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告8番、8番沼田雄哉君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔8番 沼田雄哉君 登壇〕

○8番（沼田雄哉君） 今回、2点通告しておりますけれども、中学校の再編については、きのう2人の方が既に触れております。話は出尽くしたのかなと思っております。

まず、一つ目として、グリーン・ツーリズムの推進について。グリーン・ツーリズムは、皆さん御承知のとおり、緑豊かな農山漁村に滞在し、その地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動であります。図書館で調べたわけですが、発祥地はヨーロッパアルプスに近い山岳地域で、農家の新しい副業として農家民宿などの取り組みが本格化したものであります。これがグリーン・ツーリズムとして発展し、現在では週末におけるバカンスの一形態として日常生活に溶け込んでいるようであります。同時に、これが農家にとっても新たな所得源として定着しているようでもあります。

我が国で事業として推進されるようになったのは平成4年からで、農水省によるモデル地区の募集、基盤の整備が進められてきました。平成12年には食料・農業・農村基本計画においてグリーン・ツーリズムの推進が明記をされました。この事業は過疎化、高齢化、農地の荒廃などが懸念される農村地域、とりわけ中山間地域の活性化手段として注目をされています。背景には、国民の余暇の過ごし方が変化していること、農村部での滞在に対する期待が大きくなっていること、さらに農業生産の伸び悩みや農村社会の活力低下、後継者不足の農家も多くなっていること、さらに農業所得の低下が大きく、それをカバーする必要があることなどが挙げられております。

グリーン・ツーリズムに対する関心や意向について。首都圏の勤労者世帯を対象にアンケート調査を行った結果、農村地域へぜひ旅行したい、機会があれば行ってみたい、これが約7割を占めたそうであります。また、旅先での過ごし方は、温泉に入りくつろぎたい、これが圧倒的に多く、その土地ならではの食事を楽しみたい、農村景観を楽しみたい、周辺の観光スポットをめぐるたい、農産物や特産品を購入したい、農業体験などで過ごしたいといった結果が出ております。

次に、経済効果について。都市と農村との交流を進めている全国の市町村に対して行った調

査によると、グリーン・ツーリズムを実施したことによって観光による波及効果があった、地域特産物の販路拡大につながった、新たな雇用機会の拡大につながったとする意見が半数、反面、地域への経済効果が期待したより小さい、ほとんどないといった回答も半数挙げられています。やり方によっては雇用の増加、所得の維持確保につながる新しいビジネスではないかと思えます。

加美町では旧小野田町において平成8年度から取り組んできました。景観づくり等基盤の整備、各種イベントの実施、県内中学校の田植え等の体験学習、農家民泊、公共施設への宿泊などの受け入れを図り、そして合併後の加美町に引き継ぎ、中新田地区、宮崎地区と徐々に広がりを見せております。

町長は地元産業を活力あるものとするために加美町ブランドの構築を図りたい、その一環としてグリーン・ツーリズムなどによる都市と農村の交流を推進していくと触れております。進めるに当たって地元の方が潤うような、産業として成り立つような運営になお一層努めるべきだろうと思えます。町の産業としてどうとらえているか、具体的にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、子どもプロジェクトについて。正式には子ども農山漁村交流プロジェクト事業であります。これまで話した件と関連がしてこようかと思えます。これは今年度からモデル的に実施されている総務省、文部科学省、農水省の合同事業であります。5年計画で全国の小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進するもので、5年後にはすべての小学校、約2万3,000校、約120万人が宿泊体験活動を実施する計画になっています。そのための受け入れ先が全国で500地域程度必要とのことであります。受け入れに当たって基盤を整備し、活性化につなげていくべきだろうと思えます。今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

二つ目として、中学校の再編について。小野田中学校と宮崎中学校の統合について、3月の定例会において私を含めて3人、また9月の定例会においても1人の方が触れております。

去る11月10日から6地区において統合に関する説明会を開催し、地域住民からいろいろな意見が出されたようであります。統合に向けてかなり厳しい状況ではないかと思えます。以前と状況が変わっているということで定例会に通告をいたしました。既に2人の方が触れております。

過般の説明会するとき、私は宮崎地区2カ所、小野田地区1カ所で意見を聞かせていただきました。検討委員会の答申結果から統合に向けてすんなり進むんだらうと思っていたところ、そのような空気ではありませんでした。慎重なといいますか、反対ともとれる意見が多く出たよ

うに感じられました。これまでの環境が変わることに複雑な考えがあるようです。きのう、教育長の答弁から教育委員会としても苦しい立場で検討を重ねているように十分に感じられました。冒頭にも触れましたように、きのう、中学校の統合の件については話は出尽くしたのではないかと思います。何回も同じことになりますので、あえてきょうは答弁は求めません。

○議長（米澤秋男君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 一般質問も最後の質問ということで沼田議員から御質問をいただきました。グリーン・ツーリズムの推進についてということで、このことにつきましては、既に質問をされる沼田議員からこの経過について御案内がございました。平成4年に100万人を目指す交流のまちづくりということを目指して旧小野田町でいろいろな職業、職種の会員でアメニティー協議会というものをつくりました。その推進母体が平成8年に小野田町グリーン・ツーリズム推進会議と改称してグリーン・ツーリズム事業を実施をしてきたわけであります。平成15年の加美町誕生と同時に名称も「加美町グリーン・ツーリズム推進会議」と称して、その活動も小野田地区に限らず、加美町全域に広げて事業を実施してくるまでに成長をしたというふうに評価をしていいんだらうというふうに思います。この推進会議の活動でありますけれども、中学校の体験学習受け入れ事業や夏休み親子体験、ファミリー農園事業等の体験実践支援活動と仙台松陵地区や、やぐらいの里まつりなどの都市・農村の交流拡大支援事業が柱となって活動をしているところでございます。

今年度の実績でございますけれども、多賀城中、松陵中、長町中、八乙女中及び西山中の5校、生徒886名、引率教員が47名の受け入れを行いまして、農家等への民泊や町内宿泊施設、体験施設等に滞在していろいろな活動を体験をしていただいたところでございます。そういう実績を上げてきているんですけども、御指摘のとおり、都会の皆様方のニーズ、関心の度合いというのは年々高まってきているということも先ほど御紹介いただいたとおりだと認識をいたしております。

しかし、経済効果という面からして、これは少し足りないのではないかと御指摘がございました。農家側、受け入れする側として、これまでそういうものになれていなかったという部分、正式に宿泊旅館でもないというようなこともございますし、その辺の経済的なはかりぐあいというものを、これからの課題でもあるんでございますけれども、どこまでじゃあ委託してお金をもらったらいのかというようなことになると、なかなかこういうはかりの問題もあるだらうと思いますし、ほかの地区との兼ね合いみたいなことも出てくるだらうというふ

うに思いますけれども、しっかりとこういう面でも考えていかなければならないというふうに思っております。

しかし、こういう体験交流を目玉とできる地域、あるいは町と言ってもいいんだろと思うんですが、そう多くないのかなというふうに思っております。そんな中で加美町の自然条件、あるいは先ほども星議員から御提案をいただいたような、そういう食材のいわば宝庫としての発信する優位性、こういったものがほかよりは加美町の方が私はすぐれているというふうに考えております。このグリーン・ツーリズム事業は農村に暮らすことのすばらしさというものもしっかりと発信をするということ、そしてそこから収入を得られるということになれば新たな産業としての位置づけがここに出てくるんだと、既にその兆しはあるというふうに思っております。ぜひこういう方向性を進めて、さらに進めてまいりたいというふうに考えておりますけれども、地域全体で、町全体にということになりますとなかなか、その地域事情というものもあることも御案内のとおりでございますし、人を世話することの難しさ、その家庭の持っている雰囲気というもの、あるいは地域のそういう伝統的なもの、こういったことをどういうふうにしてクリアしていくのかということもあるわけでありましてけれども、今後こういう課題解決を図っていかなければならないというふうに思っております。

そういうことで、先月の26日から全国の先進地である長野県飯田市を訪問して研修をしてきたという報告を受けております。非常にこの活動状況を視察をして、事業拡大のため法人設立をしたわけでありましてけれども、その経緯や運営体制、農家民泊手配等などなど、非常に大きな研修であったということを知っております。こういったことを踏まえて今後グリーン・ツーリズム推進会議、しっかりとこの活動、運動の核となる組織と位置づけて支援していきたいというふうに考えております。

次に、子どもプロジェクトの取り組みはどうかという御質問がございました。

御案内のとおり、これもお話があったとおり総務省、文部科学省、農林水産省が連携して実施する子ども農山漁村交流プロジェクトということで、子供たちの学ぶ意識や自立心、思いやりの心、規範意義などをはぐくんで力強い子供の成長を支える教育活動を目指すということで、小学校における農山漁村での農林漁業体験、自然体験、地域の人々との交流を行う1週間程度の宿泊体験を推進するというご事情でございまして、これは言うなれば今の日本の国の形というものをもう一回見詰め直そうという国としての一つの新しい試み、このままでいいのかという一つの反省、そしてまた新たな国づくりの第一歩としてとらえるという意識があるのではないだろうかと思っております。さまざまな事件、事故、毎日のようにニュースが流れて

いる中で農山漁村の持つこの自然に触れること、あるいはそこで汗を流すことの重要性、こういったものをしっかりともう一回見詰め直していくんだということをねらったものだろうというふうに理解をしておりますし、こういったものを私どもといたしましては受け入れるモデル地域として、しっかりとここをアピールしながら町のよさというものを発信していく必要があるんだというふうに思っております。

加美町といたしましては、今年度、グリーン・ツーリズム推進会議が受け入れモデル地区に指定をされましたので、今年度当初は仙台市内の小学校の受け入れが予定されておりましたけれども、諸般の事情でこれがちょっとできなくなったという残念なことがあったんですが、先ほど申し上げましたように、各種研修会やセミナー等に積極的に参加するとともに先進地視察等も行って、受け入れ体制の構築に向けて加美町グリーン・ツーリズム推進会議事務局を中心に今後の展開に備えているということでございます。今後はモデル指定校はもちろんのこと、ほかの市町村との交流、そしてまた加美町内の学校の交流を含めた事業を推進していきたいというふうに考えております。ぜひこのプロジェクトについても意識を高揚していただいて、町を挙げてこういう方向をつけていきたいものだというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

- 8番（沼田雄哉君） グリーン・ツーリズムの関係ですけれども、先ほど町長から話ありましたけれども、実は私も長野県の飯田市に同行いたしました。管内自治体、J A、商工会議所、あるいは企業などが出資をして公社を設立、そして運営をされておりました。その規模、ネットワーク、取り組みなど驚くことばかりでありました。地域の経済、経済というか波及効果、これはどのようにしてちょっと調査するかわかりませんが、国土交通省の調査ですけれども2.4倍くらいになるだろう、このように言われております。成功をおさめている一例ではなかったかと思えます。

加美町は県内では南三陸町と並ぶグリーン・ツーリズムの先進地であります。行政、J A、商工会、農家、あるいは公的な宿泊施設、あるいは旅館組合等の連携を図って地域が潤うような取り組みを図っていただきたいなと思えます。

それから、グリーン・ツーリズム、どちらかといいますと農林課主体で行われてきているわけですけれども、多分教育委員会の関係でも体験ツアーとか、もしかしてやられているのではないかと思います。こういったものも連携を図ってやるべきではないかなと思います。

ここで町長にお伺いするわけですが、中学生の農業体験学習、修学旅行誘致、それから子ども農山漁村交流プロジェクト、これを積極的に受け入れると言っていますけれども、い

ずれば、行く行くは年間何校くらいの学校を受け入れようとしているのか、また人数的に何人ぐらいまで受け入れようとしているのか、もしお考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 飯田市の事例から学ぶべきことが多かったということでございますし、そういう経済的な面がきちっと方向づけができるということになれば、この展開というものも大きなうねりを生じてくるんだらうというふうに思っておりますし、そういう一つの、先ほど申し上げましたけれども、産業としての位置づけも可能になるのかなという思いしております。また、子どもプロジェクトにつきましては、教育委員会でも当然プランを持って取り組みをしているわけでありますから、これと連携した形を当然とって進めていかなければならないというふうに思っております。

お尋ねがございました学校教育旅行の受け入れの実績見込みということで、今計画をしていることは、平成20年度見込みで受け入れ校6校、日帰り校が1校でございますし、受け入れ人員は935人と、主に仙台、多賀城からということでございます。受け入れ地域での最大宿泊可能人数ということになりますと、現在の我が町のグリーン・ツーリズムの推進会議の可能人数でございますけれども470人ということで、これは民宿と公衆施設、集会所、あるいは交流センター等々も含めてということになるわけでありますけれども、今の受け入れ規模ということになりますと、この数字ということになっております。いずれこれを倍増できるくらいのものにしていく必要があるんだらうというふうに考えております。

○議長（米澤秋男君） 8番。

○8番（沼田雄哉君） これまでのグリーン・ツーリズムでありますけれども、これまではどちらかというと都市部の中学生を地元で受け入れをしていたわけですがけれども、地元の中学生など、こういった方にもいろいろ農村か漁村での体験をさせてはどうなのかなと思いますけれども、この辺について何か考えがあれば、なお中学生のことですから、小学生も同じですがけれども、もし議長のお許しをいただけるのであれば、教育長のお考えも聞けるものならお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 教育長。

〔教育長 今野文樹君 登壇〕

○教育長（今野文樹君） 過日、加美町のグリーン・ツーリズム推進会議が、特に今年度からは、これまでも実績はあったわけなんですけれども、今年度からは指定を受けて、かなり強力に推し進めたいということで、非常にインパクトのあるパンフレット等を持って教育委員会の

方に見えられました。そこでお話を聞いていて、それでは校長会議が近日中にありますので、そこで説明してくださいということで、推進会議の方には校長会議が始まる前に15分間ぐらい時間をとりまして、パンフレットを提供していただいて説明する機会を設けました。二、三、校長の方からは、小学校の校長もでしたけれども、質問がございました。先ほど町長も答弁の中で触れましたけれども、こういう企画ということが出てきた背景には今の子供たちの育ちとかいろいろな社会の変化等があるんだと思いますけれども、各学校の教育課程編成の中で校長が責任を持ってそれに取り組むということの学校が出てくれば、ほかの地域、あるいは地元等を利用してそれに参加するということはあるのではないかなと思っておりますけれども、今の段階では教育委員会の方から、これは必ずこうしなさいというような姿勢には至っておりません。私としまして、非常に体験が不足しているという言い方は誤解を招くかもしれませんけれども、現在の子供たちはスポ少と習い事、塾のみで育ってきているというんでしょうか、小さいときから畑とか山や川に触れることがないという中で育ってきていますので、一義的にはもう少し自分の子供に生きる力、あるいは自立心を養うために、まず家庭で自分の子供を例えば、ちょっと答弁がずれるかもしれませんが、子供に、農家の子供は農家の子供で自分が植えた稲というのが5月ごろにあって、田んぼの一角にあって、学校に行くときにそれを気にしながら学校に行き、早苗が稲になって、稲が米になるというような、一例ですよ、そんな育て方というんでしょうか、そんなところも意識していただいたら、その他いろいろな例がありますけれども、いいのではないかなと思っておりますのでございます。

このグリーン・ツーリズム、子どもプロジェクト、非常にインパクトのあるいいことですが、一方には行事、教育諸活動の精選ということとの兼ね合いもありますし、それから特色ある学校づくりということの網かけもございますので、それらを勘案して各学校でこれから考えていく対象の一つにはなっていくのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） では、町長。

○町長（佐藤澄男君） 質問の中で地元の中学生、子供たちの体験というものが不足しているのではないかとということで、今教育現場のことについて教育長から答弁があったわけですが、最近幼稚園の子供たちに田植えを体験をさせよう、あるいは稲刈りを体験をさせようというようなことで、非常にいい傾向が出てきているなというふうに思っております、町内に。あるいはそれとあわせてアイガモを放鳥するときに、そういう現場を見せてやるとかいうようなことでの非常に農村ならではの光景というものが、これは自発的にそういう運動と申しますか、ものが出来ているというのは、非常にこの運動を進めていく上でも大きな力になる

というふうに思っております。ぜひこういったことも今後しっかりと支援できるものは支援していきたいというふうに思っております。

また、修学旅行なんかは受け入れ可能なのかどうかというようなことでございましたが、何年前でしたか、我が家でも北海道から受け入れをした記憶があります、偶然に。そういう意味で、この地域の取り組みというものの評価も出てきているというふうに思いますので、ぜひそういう絡みの中でもこの流れの中から考えていきたいというふうに思います。いずれ沼田議員においても、この取り組みに積極的に関与をしていただいて啓蒙をしていただければありがたいと思っております。ありがとうございます。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（米澤秋男君） 以上をもちまして8番沼田雄哉君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第3 議案第86号 加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第3、議案第86号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第86号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、国民生活金融公庫と農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、そして国際協力銀行が平成20年10月1日に統合されたことにより、公庫の予算決算に関する法律に規定する公庫が沖縄振興開発金融公庫のみとなることから関係する規定を改正するものであります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第86号加美町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第87号 加美町税条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第4、議案第87号加美町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第87号加美町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布・施行され寄附金税制が拡大されました。所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とすることができる制度が創設され、去る4月30日に専決処分し、第2回定例会で御承認をいただいております。

本町におきましても、同制度の趣旨を踏まえ、地域に密着した公益活動の促進や寄附金制度の醸成を図るため、今回宮城県税条例の一部改正を受け、前回改正できなかった公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金に対しても個人住民税の控除対象寄附金として条例で規定しようとするものであります。

主な改正内容は、所得税の寄附金控除の対象となります寄附金のうち個人住民税の寄附金控除の対象に加美町内に主たる事務所を有する法人等を加えるもので、社会福祉法人加美玉造福社会と社会福祉法人加美町社会福祉協議会の二つの法人を対象とするものであります。

寄附金控除の内容につきましては、町が条例で指定しました寄附金、これは控除対象寄附金の合計額が総所得金額の30%を限度とするもので、このうち5,000円を超える部分の10%を個人住民税所得割から控除するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めま

す。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号加美町税条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第87号加美町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第88号 加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（米澤秋男君） 日程第5、議案第88号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第88号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、最近の大変厳しい社会経済状況下において納税環境を少しでも改善しようとするものであります。国民健康保険税の納期回数はこれまで6回であり、これを8回にふやすことにより納税者の1回当たりの納入金額の負担を軽減しようとするものであります。これまでの暫定賦課の算定基礎は前年の納税額を納付回数で除した金額であり、現年度分の正確な税額になっていないことから、4月期の暫定賦課を廃止し、7月期の本賦課のみとするものであります。これにより納期は7月から翌年2月までの毎月となります。また、納期回数をふやすことに伴いシステムの改修につきましては、現在進めております新システム導入事業とあわせて改修できるため新たな経費負担が発生せず、改正時期としては好機と考えております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての採決を行い

ます。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第89号 加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 議長（米澤秋男君） 日程第6、議案第89号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（佐藤澄男君） 議案第89号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案件は、分娩に関連して発症した脳性麻痺児に対する補償の機能及び脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能をあわせ持つ産科医療補償制度が平成21年1月1日から発足することにより、出産時の医療事故で脳性麻痺児となったお子さんに対して医師に過失がなくても総額3,000万円までの補助金を支払うものであり、医療機関が加入し、分娩1件につき3万円の保険料を負担する制度であります。そのためこの制度に加入する分娩機関で出産した場合には、出産育児一時金35万円のほか3万円の保険料が必要となることから3万円を上限に加算するものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番木村哲夫君。

- 3番（木村哲夫君） 3番です。

ちょっと質問があります。ただし書きのところで健康保険法施行令36条の規定を勘案しとあるんですが、これを調べてみますと、ここには35万円と書いてあるだけで、一般的に出産一時金の35万円と変わりはないように思ったんですが、その辺、どのように解釈していいのか。それと、必要があると認めたときというのは、これはどういう判断基準になるのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですが。

- 議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えいたします。

現在の法律は、まだ35万円という形になっております。これが今申し上げました形の、いわ

ゆるただし書きがつきまして、3万円を超えない範囲で加算するという形に法改正が行われ
ます。本町におきまして、そのただし書き、本日認められましたら3万円を上限としてという
形になりまして、3万円を上限ということですから、その金額につきましては規則の方で3万
円を加算するという形になります。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。5番吉岡博道君。

○5番（吉岡博道君） 平成21年の1月1日から産科医療補償制度が始まる、それに伴った健康
保険法の法令の改正、それによつてのきょう提案だと思ひますが、もう1月1日ですと20日ぐ
らいしかないんですが、大変期間が短い、施行まで、そういった、これに類した提案ですと
二、三カ月早目にこういった提案がなされるべきだと思ひますが、何か特別な事情があつたか
どうか伺ひます。

それから、今提案理由にもありましたように産科医療補償制度、これ医療機関が加入するの
は任意なんですね。それで、妊婦の方、当然産科医療補償制度の登録証が必要となります。そ
ういった場合に、そういった機関、施設を選択する一つの理由にもなると思ひますね、これ
から。そういった意味で、加入しているかしていないか、そういったものが公表されているか
どうか、それをもし情報としてつかんでおられるならお答えいただきたいと思ひます。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

特別な事情につきましては、ちょっと私わからないんですけども、ただ、実際にこういった
結果として通常の分娩におきまして脳性麻痺のお子さんが生まれているという現実があるも
のですから、それに対処しようという制度です。ですから、できるだけ早目にしたいというよ
うなことであつたのではないかとこのふうに思料しております。

それから、医療機関につきましては、現在、12月2日現在の数字なんですけれども、全国の
分娩機関の98.2%がこの制度に加入するというようなことをこの数字はうちら方のところで確
認しております。できれば、これを国としては100%にしたいというふうに考えているよう
でございます。ただ、分娩機関ですから、それには病院とか診療所、あるいは助産所まで含めた
形の数字で100%を目指しているということです。

ちなみに大崎管内においては、12月2日の現在なんですけれども、五つの病院といひます
か、そういう産科医院が加入されているということでございます。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） 加入率、ほぼ100%にしたいということで安心という一つのあれなんで

すが、この制度ができた背景には産科医の不足、それについてはいろいろな産科の医療事故、それに伴う訴訟、そういったものが大変リスクが大きくなっていると聞いております。また、つい最近、東京でも分娩間近い人が病院をたらい回しにされて亡くなったという本当に悲惨な事故も起きております。周産期医療機関、あるいはそういったシステムがきちんとなされている東京都内でもそういった事故が起きる、本当に不安な面がいっぱいあると思います。そういった面で、この管内で産科医の充足率、あるいはそうした周産期医療システムはどうなっているのか、もし充足率なりそういった数字つかんでおられるならお答えいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長です。

充足率という形では把握しておりません。ただ、うちら方の担当の者等に聞きますと、やはりそういった実際にお子さんをこの辺で産むということになりますと、大崎市、あるいは富谷もしくは仙台という形になりますから、その人のいわゆる実家がどこにあるかといった、具体的にはそういうこともあるんでしょうけれども、今のところそういった形で分娩されているということでございます。

○議長（米澤秋男君） 5番。

○5番（吉岡博道君） もう1点、伺います。ちょっと3番議員も質問で出されていたんですが、この財源、出産育児一時金の交付については一般会計の民生費の繰入金とそれから国保特別会計の一般財源で交付されているわけですが、そのほかに今回のことで何か国からの特別な補助金みたいなものはないかどうか、それ1点。

それから、出産育児一時金の委任払い、これも加美町でも運用が始まっているわけですが、これの現状と、それから国なんかではもう一律に委任払いの方向ということも行っているように伺っておりますが、将来に向けての見通しなんかもし、おわかりになっている範囲でよろしいですからお答え願います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） わかる範囲でお答えいたします。

このためのいわゆる3万円が今回加算されるという3万円というのは、この補償制度のいわゆる保険料になります。この3万円というのは、いわゆる分娩者が分娩する医療機関、そこにお支払いをするということで成り立つ保険でございます。ただ、分娩者の負担になるものから、それを出産一時金、いわゆる現在35万円交付しているんですけれども、それに3万円を上乗せするという形でいわゆる分娩者の負担をなくそうということでございます。ですから、

38万円になるということなんですけれども、38万円については国保の特会の方から支給するという形になります。補助といいますか、その財政の支援措置につきましては、現在出産育児一時金というものが、3分の2相当がいわゆる交付税措置されるというふうな状況になっております。そういう形で検討しているという形なものですから、そういうことを期待しているということでございます。それから委任払いについては、いろいろな実際のそういう分娩機関でなかなか、これは保険対象外の費用になるものですからちょっと難しいらしいんですけれども、それが結構医療機関にとって負担になっているということもありまして、いわゆる病院の受任医療払い、そっちの方に方向として進んでいくことは間違いないかというふうに思っております。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。7番下山孝雄君。

○7番（下山孝雄君） 実は、私、国保の審議委員会に入っているもので、あらかじめこれ協議されておりますので質問、本当は避けるべきなんだろうけれども、国保の運営審議会も実際は当日この資料だけいただいて審議するものですから、私たちは新聞などで見るだけの知識しかなくて当日こういった資料、その後、いろいろ考えてみますと、それから調べてみると、今出産の医療事故というのは非常に多い、また死ななくても一番大変なのが脳障害とか起こして大変な状況になっている、それが必ず何%かはいるという実情になっている、それらを救済するために保険に加入している医者の方の保険料を肩がわりするというので、とてもいいと思うんですけれども、問題は3万円、これ何か民間保険に加入して何か、例えばいろいろな機関をつくって、そこで管理するというようなことになると思うんですよね。この3万円ということがどういった保険料の設定でこうなっているのかというのがちょっと不透明だと思うんですよね。

それともう一つは、そういったものを管理する団体をつくるということは、今、また天下りの組織をつくるような意味でも何か非常に問題が大きいというようなことも聞いております。

それともう一つ、聞くと、3病院、ここの地域のお産のとき世話になる、大体その3病院だどこのお産で何%カバーできるんですか、そういった面も、この2点、わかっている情報をお知らせいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 大変難しい問題でちょっと私わからないので、その上でのお話ということで御理解いただきたいと思いますが、いわゆるこの支給、いわゆる補償の内容というのは3,000万円を限度としてという形になっております。その3,000万円というのは

最大なんですけれども、いわゆる当初、そういうお子さんが不幸にして生まれた段階で、そのお子さんを育てるために家庭環境を整えなければいけない。ですから、一時金として 600万円を出すと。その後の 2,400万円につきましては、いわゆる毎年 120万円、これを20年間を交付するというような形になっております。ですから、なかなかこういう制度自体は保険としてちょっと難しいという形になっているんですけれども、それでこういう保険については国が直接タッチをしないという形になって国が旗を振ったと。実際にはいわゆる民間の制度で行うという形になっております。分娩者がその分娩する医療機関と契約をすると、いわゆる 3万円払いますので、そういうような最大の場合には 3,000万円で補償してくださいという形です。医療機関は別の、財団法人になりますけれども、その機関と契約をしまして、そこに約束をします。保険料を医療機関はその団体に 3万円を払うということです。その運営組織になる財団法人は別の民間の保険会社と契約をするという形になります。非常に複雑な形になりますけれども、いわゆる民間の制度という形になっているということでございます。

なぜ 3,000万円になったのかということについては、やっぱりそういった家庭の子供のいわゆる経済的な負担をなくすという形から算出されたものというふうに思います。

それから、結構大きな金額になります。1人当たり 3万円ですから、日本で1年間に 100万人生まれるというように言われていますので、単純に計算しますと 300億円ぐらいのお金の管理、それ毎年ですから、ということになりますので、今どのぐらいのお子さんが生まれて、どのぐらいのお子さんが脳性麻痺になられるかというのは今のところ推計値という形になっておりますので、少し多目になっているのかなというふうな気もしますし、あるいは保険ですから胴元となる会社が余計に支払わなければいけないときは損をする、あるいは余ればその会社がもうかるというように形になっているわけなので、そういった面からいろいろな問題があるというふうに指摘をされているようです。ただ、やってみないとわからないというようなことがありまして、5年をめどにしてそれを見直すというように形になっております。

三つの病院ですか、今大崎管内でこの制度に……、済みません、産科病院ということで三つの病院ということではないんですね。

○議長（米澤秋男君） 7番。

○7番（下山孝雄君） お聞きしたいのは、結局大体どのぐらいのカバーできるか。例えば 100例出産あったら、今対象としているところでやっぱり70ぐらいまでなるんだというような予測はないんですか。例えば市立病院、三つの機関入っていると思うんですけれども、大崎医療で、それでどのぐらいカバーできると思いますか。ちょっとわかりますか。お願いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

この制度に12月2日の段階で加入している分娩機関は、大崎の中で五つの医療機関ということでございます。ただ、それ以外にも何かありそうな気はするんですけども、それはこれから加入されるのかなというふうに思っております。それで、加美町で生まれるお子さんが大崎管内ですべて生まれているかという、そうではありません。ただ、どのぐらいのカバーということになりますとちょっと難しいです。

それで参考までにちょっと数字を申し上げますと、今回妊娠されている方の健診を2回から5回に伸ばしました。その段階でいわゆる町外で、県外で産まれる方も含めて交付することになりましたけれども、県外でお産みになられる方というのは6人ぐらいだったと思います。ですから、県内だともうちょっと大きいのかなというふうに思いますけれども、町の中では去年で言いますと207人ぐらい生まれていますので、そこから推計していただくという形しかないかなというふうに思っております。

○議長（米澤秋男君） 7番。

○7番（下山孝雄君） 何でそういうことを聞いたかといいますと、結局健診制度が充実しておりますので、その病院に行けば、その病院は保険に入っていることがはっきりわかるからそれでいいと思うんですけども、例えばそれわからないで加入していないところで分娩して事故あった場合ですと、そういった救済対象にはならないということですから、やっぱり健診期間中にこの病院がこういった保険に入っていますよ、それからその妊婦さんにもこういった保険がありますということをはっきりうたって、片一方は保険料を肩がわりしてもらって、片一方は肩がわりしない場合が1件でもあれば、これはちょっとおかしい話なので、そういった点、考慮して徹底してやっていただきたいなと思うからさっきの話を聞いたわけなんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 一応、宮城県内においては相当数、100%近いところが入っているというようなことでございます。ただ、初回に健診する段階で実際に出産される医療機関が明確になりますので、そこにお尋ねをします。そしてその段階でその分娩機関と妊婦さんが契約を結ぶという形になりますので、そういうことにはならないというふうに考えております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第89号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号加美町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。